



2024年5月21日

各位

会社名

TOMOEAWA

株式会社巴川コーポレーション
コード番号 3878

(URL <https://www.tomoegawa.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 井上 善雄

問合せ先 取締役専務執行役員

CFO 経営戦略本部長 山口 正明

(TEL 03-3516-3403)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月26日開催予定の第165回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

A種優先株式につきましては、その発行済株式の全部を取得、消却したことから、その内容を規定した「第2章の2 A種優先株式」及び種類株主総会について規定した第18条の2を全文削除するとともに、A種優先株式について規定された箇所（第6条及び第7条）につき必要な変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| 第1章 総 則 第1条～第5条 (条文省略) | 第1章 総 則 第1条～第5条 (現行どおり) |
| 第2章 株 式 (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) | 第2章 株 式 (発行可能株式総数) |
| 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,200</u> 万株とする。 2. <u>当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。</u> <u>普通株式 2,000万株</u> <u>A種優先株式 200万株</u> | 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,000</u> 万株とする。 (削除) |
| (単元株式数) | (単元株式数) |
| 第7条 当社の <u>普通株式の単元株式数は、100株とし、A種優先株式の単元株式数は1株とする。</u> | 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。 |
| 第8条～第12条 (条文省略) | 第8条～第12条 (現行どおり) |
| 第2章の2 A種優先株式 (A種優先配当金) | (削除) |
| 第12条の2 (条文省略) (残余財産の分配) | (削除) |
| 第12条の3 (条文省略) (議決権) | (削除) |
| 第12条の4 (条文省略) (金銭を対価とする取得請求権) | (削除) |
| 第12条の5 (条文省略) | (削除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|-----------------------|-------------------|
| <u>(金銭を対価とする取得条項)</u> | |
| 第12条の6 (条文省略) | (削除) |
| <u>(株式の分割、併合等)</u> | |
| 第12条の7 (条文省略) | (削除) |
| <u>(譲渡制限)</u> | |
| 第12条の8 (条文省略) | (削除) |
| 第3章 株主総会 | 第3章 株主総会 |
| 第13条～第18条 (条文省略) | 第13条～第18条 (現行どおり) |
| <u>(種類株主総会)</u> | |
| 第18条の2 (条文省略) | (削除) |
| 第4章 取締役および取締役会 | 第4章 取締役および取締役会 |
| 第19条～第33条 (条文省略) | 第19条～第33条 (現行どおり) |
| 第5章 監査等委員会 | 第5章 監査等委員会 |
| 第34条～第37条 (条文省略) | 第34条～第37条 (現行どおり) |
| 第6章 会計監査人 | 第6章 会計監査人 |
| 第38条～第40条 (条文省略) | 第38条～第40条 (現行どおり) |
| 第7章 計 算 | 第7章 計 算 |
| 第41条～第44条 (条文省略) | 第41条～第44条 (現行どおり) |
| 附則 | 附則 |
| 第1条 (条文省略) | 第1条 (現行どおり) |

3. 日程

| | |
|-------------------|----------------|
| 定款変更のための定時株主総会開催日 | 2024年6月26日(予定) |
| 定款変更の効力発生日 | 2024年6月26日(予定) |

以上